

亀山市立医療センター入院用品サポート事業運営事業者公募要項

1 趣旨

この要項は、亀山市立医療センター入院用品サポート事業について、その運営業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名

亀山市立医療センター入院用品サポート事業

(2) 事業内容

別紙「亀山市立医療センター入院用品サポート事業仕様書」を基準とする。

(3) 事業実施場所

亀山市立医療センター（三重県亀山市亀田町466番地1）

【参考】病床数90床

1日平均入院患者数58人（令和7年度実績）

(4) 履行期間

契約の日から令和11年7月31日まで

ただし、契約の日から令和8年7月31日までは準備期間とし、費用の支払いは生じないものとする。

3 実施方法

公募型プロポーザル方式による。

(1) 本事業の運営を希望する事業者を公募

(2) 運営希望者による企画提案書の提出

(3) プレゼンテーションを実施し、企画提案書、業務遂行能力、過去の受託実績等を総合的に評価し、最優秀提案業者を選定

(4) スケジュール

6月上旬 公告及びプロポーザル実施要項等交付開始

6月中旬 プロポーザル参加意思表示書提出期限

6月中旬～下旬 参加資格審査結果通知等

7月上旬 企画提案書の提出

7月中旬 プレゼンテーション実施・事業者の決定 ～ 事業開始準備

8月1日 本事業開始

4 参加資格要件

以下の条件を全て満たす法人とする。

- (1) 財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。また、手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (2) 令和8年4月1日現在、過去5年以内に三重県、愛知県又は岐阜県内の許可病床数100床以上の病院と契約（リネン業者等との再委託契約を含む。）し、本事業と類似する事業を3年以上継続して行っている実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (5) 本市の市税、法人税（個人事業者は所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 参加資格確認申請書受付期限までに亀山市病院事業契約規程（平成28年亀山市病院事業管理規程第27号）第2条において準用する亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。
- (8) 亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の規定による指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 本事業の実施について、亀山市立医療センター（以下「医療センター」という。）と緊密な連絡調整が取れる体制が整備されていること。

5 参加意思表示手続

プロポーザル参加希望者は、次のとおり参加意思表示書及び資料（以下「参加意思表示書等」という。）を提出しなければならない。

また、提出期限までに参加意思表示書等を提出しない者又は参加資格要件に該当し

ないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

なお、要請後に企画提案参加資格がないと認められた者のプロポーザルは無効とする。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）

イ 会社概要及び会社概要パンフレット

書類審査用資料として直近3期の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

ウ 業務実績一覧表（任意様式、書類審査用資料）

業務名、発注者、履行期間、病床数、業務の概要等を1件以上10件以下まで明記すること。また、記載した内容が確認できる書類（病院との契約書写し、受注証明書等）を添付すること。

エ 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し（発効日から3ヶ月以内のものに限る。）

オ 国税に係る納税証明書の写し及び市町税完納証明書等の写し

(2) 提出期限 令和8年6月12日（金）午後5時15分必着

(3) 提出場所 要項第11の担当部署とする。

(4) 提出方法等

ア 持参又は郵送とする。

イ 持参の場合は、参加者はあらかじめ要項第11の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。

ウ 郵送の場合は、原因の如何を問わず、未着、遅延等が発生したときは、参加意思表明書等の受付をしないため、書留等により着信を確認していただくことが望ましい。

エ 参加意思表明書等の提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(5) 参加資格要件の確認等

4に定める参加資格要件を満たしているかどうかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書で通知する。

ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

(6) 参加資格を有しないと認められた者に対する説明

参加資格が有しないと認められた者は、次のとおり、その理由について、文書（任意様式）により説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年6月17日（水）午後5時15分必着

イ 提出場所 要項第11の担当部署とする。

ウ 提出方法

(ア) 持参又は郵送とする。

(イ) 持参の場合は、提出者はあらかじめ要項第11の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。

(ウ) 郵送の場合は、原因の如何を問わず、未着、遅延等が発生したときは、当該文書の受付をしないため、書留等により着信を確認していただくことが望ましい。

(エ) 当該文書の提出に要する費用は、提出者の負担とする。

エ 回答 令和8年6月19日（金）までに、説明を求めた者に対し文書によりその理由を回答する。

6 質問の受付及び回答

参加資格審査結果通知書による通知があった者で、この要項及び仕様書の内容に質問がある場合は、次のとおり質問書（任意様式）を提出することができる。

(1) 提出期限 令和8年6月22日（月）午後5時15分まで

(2) 提出場所 要項第11の担当部署とする。

(3) 提出方法 質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までに、郵送又は電子メールにより提出期限までに提出すること。なお、口頭又はファクシミリによる質問は、受け付けない。

(4) 回答 令和8年6月26日（金）午後5時15分までに、参加意思表明書等提出者全員に、電子メールにより回答する。なお、質問に対する回答は、この要項の追加又は修正とみなす。

(5) 院内見学 参加資格審査結果通知書による通知があった者が提案書の作成及び施設使用料の見積に必要な場合、病院運営に支障のない範囲内で院内見学を許可する場合がある。見学を希望する参加者は、質問受付期間中に要項第11の担当部署に連絡すること。

7 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、企画提案書を6部提出するものとする。

(2) 企画提案書の様式及び提案内容は、別紙「仕様書」及び「提案書作成要項」によるものとする。

8 企画提案書の提出

企画提案書の提出については、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和8年7月2日(木)午後5時15分必着
- (2) 提出場所 要項第11の担当部署とする。
- (3) 提出方法
 - ア 持参又は郵送とする。
 - イ 持参の場合は、参加者はあらかじめ要項第11の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。
 - ウ 郵送の場合は、原因の如何を問わず、未着、遅延等が発生したときは、企画提案書の受付をしないため、書留等により着信を確認していただくことが望ましい。
- (4) その他
 - ア 提出された企画提案書について、提出期限後の追加及び変更は、認めない。
 - イ 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
 - ウ 提出された企画提案書は、返却しない。
 - エ 提出された企画提案書は、亀山市情報公開条例(平成17年亀山市条例第19号)の規定に基づき公開する場合がある。
 - オ 提出された企画提案書は、当該業務の契約締結候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

9 事業者の選定等

(1) 選定方法

医療センターが設置する亀山市立医療センター入院用品サポート事業運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)において、別に定める評価基準に基づいて総合的な評価を行い、契約締結候補者1者を選定する。

(2) 評価方法等

評価は、評価基準に基づき、点数の最も高い者を契約締結候補者として選定する。ただし、同点の者が複数ある場合は、委員会において、委員の多数決の方法により契約締結候補者を選定する。

また、評価は書類審査(決算内容・受託実績)とプレゼンテーション審査の合計で行い、評価基準は次に掲げる事項を基準とし、亀山市立医療センター入院用品サポート事業運営事業者公募型プロポーザル評価基準を別に定める。基準の提示は参加資格を有すると認めた者へ行うものとする。

- ア 実績
- イ 実施体制
- ウ 安全体制
- エ サービスの提供内容

オ 独自性等

なお、当該契約締結候補者と医療センターは、事業の履行に必要な条件等について協議及び調整を行い、当該協議及び調整が整ったときに契約締結を行うこととするが、当該協議及び調整が整わなかったときは、次点の者を新たな契約締結候補者とするものとする。

(3) プレゼンテーション

ア 日時 令和8年7月6日(月)午後1時00分(予定)

イ 場所 医療センター会議室

ウ 内容 1 提案者につき、提案説明20分以内及び質疑20分程度

エ その他 プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、プロジェクター及びスクリーンを含めて自社で準備すること。また、プレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 選定結果の通知

ア 選定結果の通知は、令和8年7月8日(水)(予定)

プロポーザル参加者全員に通知する。

イ 企画提案書を提出した者のうち企画提案書を選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)の通知を行う。

ウ イの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(日曜日及び土曜日を除く。)に書面により、亀山市病院事業管理者に対して非選定理由についての説明を求められるものとする。

エ 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により通知するものとする。

10 その他

(1) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。

(2) 企画提案等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはない。

(4) 選定の経過及び選定された候補者は、ホームページで公開する。

(5) 参加資格確認申請書の提出期限日から委員会において選考が終了するまでの間、委員会の委員及び医療センターに対する営業活動は、禁止する。

1.1 担当部署

亀山市立医療センター地域医療部病院総務課医事管理グループ

〒519-0163

亀山市亀田町466番地1

電話：0595-83-0990 ファクシミリ：0595-83-0306

電子メールアドレス：byoinsomu@city.kameyama.mie.jp

要項第7関係（別添）

別紙「提案書作成要項」

1 提案によって選定される提案者の事業

提案によって選定される提案者の事業は、亀山市立医療センター入院用品サポート事業である。

2 提案書の記載について

用紙の大きさは、添付資料も含めてA4版（図面等はA3まで可）とする。

提案は、下記事項に留意のうえ、文章又は図表により簡潔に記述すること。

文章を補完するために、必要な写真、イラスト、概要図は使用しても構わない。

(1) 提案書表紙

別紙様式第2号により作成し、提案者の代表者名で提出すること。

(2) 提案内容

下記の区分ごとに、任意様式により、提案を記載すること。

ア 他病院での運営実績及び事業内容について

イ 事業運営体制について

通常の実業運営体制と併せて、災害発生時等の緊急時の対応内容について記載すること。

ウ 医療センター職員の負担について

業務フロー等を明示し、医療センター職員が事業に関わる部分について明示すること。

エ 利用者に提供する入院用品の内容について

サービス利用料金、提供する入院用品のプラン内容、利用者への説明資料等を明示すること。

オ 苦情対応の体制について

カ 施設使用料（利益分配率）について

施設使用料（利益分配率）の算出根拠について、可能な限り詳細な内容を記載すること。

キ 引継対応

a スムーズに本事業を引き継ぐための方法。

b 引継当初に予想されるトラブル等への対処方法。

c 過去5年以内に引継実績がある場合は、契約時期、病院名、引継機関、トラブルへの対応状況等

d 引継スケジュール、現事業者、新規事業者及び医療センター職員の関わり方などを具体的に提案すること。

3 提案書の評価

提案の評価は評価基準に照らし、最も効果的なものを選定する。

4 提案書の提出について

(1) 提出部数

提案書 正本1部 副本5部

(2) 提出場所

亀山市立医療センター地域医療部病院総務課医事管理グループ

三重県亀山市亀田町466番地1

電話番号 0595-83-0990

FAX番号0595-83-0306

(3) 提出期限

令和8年7月2日(木)午後5時15分必着

(4) 提出方法

提出場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

ただし、持参の場合には日曜日及び土曜日を除く、各日午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。